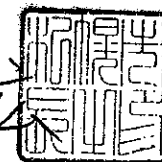


札幌市会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月19日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第12号

札幌市会計規則の一部を改正する規則

札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(請求書の要件) 第59条 (略)	(請求書の要件) 第59条 (略)

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 債権者の住所及び氏名(法人にあつては、<u>法人名及び代表者氏名</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 前項の請求書には、契約書(契約書がない場合にあつては、見積書又は請書)と同一の印による請求印を押印しなければならない。ただし、市会計管理者が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 サインを慣習とする外国人の自署は、前項に規定する請求印とみなす。</u></p> <p>4 請求書の記載事項については、これを訂正してはならない。ただし、請求金額以外の記載事項については、<u>請求印</u>をもつて認印することにより訂正することができる。</p> <p><u>5 請求書に内訳書を添付するときは、請求者に請求印をもつて割印させなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により請求印を省略したときは、この限りでない。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 債権者の住所及び氏名(法人にあつては、<u>法人名</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 請求書の記載事項については、これを訂正してはならない。ただし、請求金額以外の記載事項については、<u>請求者の印(法人にあつては、代表者の印)</u>をもつて認印することにより訂正することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(前渡資金の返納及び繰越し)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 年度の末日において残金があるときは、前項の規定にかかわらず、翌月の7日までに精算し、当該残金を返納しなければならない。</u></p> <p>4 第2項の規定により資金前渡職員の後任者が精算残金を引き続き使用するときは、前任者は、第7条の規定により事務の引継ぎを行う現金出納員等の例により現金出納簿を後任者に引き継ぐものとする。</p> <p>(支出命令の拒否)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>(4) 請求印の印影が不鮮明であるとき。</u></p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第90条 削除</u></p>	<p>(前渡資金の返納及び繰越し)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により資金前渡職員の後任者が精算残金を引き続き使用するときは、前任者は、第7条の規定により事務の引継ぎを行う現金出納員等の例により現金出納簿を後任者に引き継ぐものとする。</p> <p>(支出命令の拒否)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>(4)~(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第90条及び第91条 削除</u></p>

改正前

(債権者の領収印)

第91条 債権者の領収印は、請求印と同一のものでなければならぬ。ただし、市会計管理者が別に定めるときは、この限りでない。

(歳入歳出外現金等の整理区分)

第110条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 保管金

ア～テ (略)

別表2 (第3条及び第5条関係)

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
	1 給料、手当、報酬、恩給、退職年金及び市内旅費
	2・3 (略)
	4 社会保険診療報酬支払基金

改正後

(歳入歳出外現金等の整理区分)

第110条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 保管金

ア～テ (略)

ト 宿泊税

別表2 (第3条及び第5条関係)

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
	1 給料、手当、報酬、恩給及び退職年金
	2・3 (略)
	4 社会保険診療報酬支払基金

改正前		改正後	
	<p>金、国民健康保険団体連合会 又は日本鉄道共済組合に対し て支払う診療報酬、柔道整復 施術費その他の給付費及び手 数料並びに社会保険診療報酬 支払基金に対して支払う拠出 金</p> <p>5～13（略）</p>		<p>又は国民健康保険団体連合会 に対して支払う診療報酬、柔 道整復施術費その他の給付費 及び手数料並びに社会保険診 療報酬支払基金に対して支払 う拠出金</p> <p>5～13（略）</p>

別表3（第3条及び第5条関係）

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
消費生活課計量検査所長	
(略)	
ウェルネス推進課企画係長	
(略)	
生涯学習推進課生涯学習係長	

別表3（第3条及び第5条関係）

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
(略)	
(略)	

改正前		改正後	
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表3の改正に係る部分は、公布の日から施行する。